

特記仕様書

上天草・宇城水道企業団

1. 業務委託番号 第6-7-3号
2. 業務委託名 八代浄水場脱水棟屋根補修
3. 履行場所 八代市郡築一番町 地内
4. 委託者 上天草・宇城水道企業団 企業長 元松 茂樹
5. 履行期間 契約日の翌日から令和6年12月6日まで
6. 業務の目的及び概要

本業務は、八代浄水場脱水棟において雨漏りが発生しているため、屋根カバー工法により補修を行うものである。

受託者は、本仕様書並びに関係法令を遵守し施工するものとする。
7. 適用基準等

水道工事標準仕様書(設備工事編) 最新版(日本水道協会発行)

上記に定めのない場合は、下記の図書を準用する。

○公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 最新版(社団法人 公共建築協会発行)
8. 優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

 - (1)質問回答書
 - (2)特記仕様書
 - (3)設計図書等
 - (4)一般共通仕様書

(1)～(4)をもって本設計図書とする。
9. 疑義

本業務の設計図書に関する疑義は、上記のとおり入札前に質問回答書をもって確認すること。
10. 特記事項
 - (1)しゅん工検査時等に浄水場の運転が出来ない等支障がある場合は、受託者は監督員の指示に従うものとする。
 - (2)施工上必要な施設物防護、臨時取壊し物の復旧及び仮施設等は受託者の負担で行うものとする。
 - (3)受託者は、受託者の判断において必要に応じて損害保険等に付さなければならない。
 - (4)受託者は、浄水場の運転に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。

11. 仕様書の詳細

(1)本仕様書は業務の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。

(2)受託者は本仕様書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、或いは安全上当然必要と認められる軽微なものは、受託者の責任及び負担において施工するものとする。

12. 使用材料

材料については、特記されたもの又は同等品以上とし、監督員の承認を受けること。

13. 下請施工

業務の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り上天草・宇城水道企業団の構成市内の業者で施工すること。

14. 提出書類

本業務に必要な設計図書を提出し、監督員の承認を得ること。なお、承認後変更が生じた場合は、直ちに監督員の承認を得ること。

15. 写真管理

写真は、「付1 工事記録写真撮影要綱例」に準じて撮影し、地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。また、手直し部分を撮影する場合には手直し前後を同一場所から撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用い、黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影すること。なお、黒板は電子黒板の使用も可とする。

16. 本業務に際して

納入仕様書承認後は速やかに発注を行い、納期が契約履行期間に影響がないか確認を行うこと。なお、納入に時間を要し契約履行期間に影響をきたす場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。

17. 完成図書

- ・ 写 真 (使用材料・工程・施工管理・品質管理)
- ・ その他監督員が指示するもの

(作成要領)・A4判パイプファイル製本 2部

背表紙記入事項は、年度・業務委託番号・業務委託名・受託者名